NPO 法人 北海道 NPO サポートセンター
2025 年 7 月号 ［季刊発行］
Vol. 1

ここから これから

からから便り

もくじ

● からからトピックス
● それぞれの「ここから」物語
● 寄稿「1ページのたより」
● 各相談窓口
● 北海道における被災避難者の受入状況
● 編集後記

からからトピックス

第二期復興・創生期間って？

「今年度で、第二期復興・創生期間が満了します」と言われても、なかなかピンときませんね。

震災が起きてから、国は、下図のように5年ごとに方針をさだめ、被災者への支援やインフラの整備も含めさまざまな施策を講じてきました。

今は第二期復興・創生期間の最後の年。そして今年6月20日の復興推進会議で、国は次の5年間を第三期復興・創生期間と位置づけ、原子力災害被災地域と地震・津波被災地域、それぞれの復興に向けた課題を解決していく期間として、基本方針を示したところです。

とはいえ、個々人の歩んできた道のりは規則的に線を引けるものではなく、その時その時に必要な選択や判断を繰り返し、不規則な曲線を描いていると思います。期限もなく区切られることもなく今に向き合い、あるとき振り返った時に、あとから思えばこうだったね、ああだったね、と話せることの方が多いのかもしれません。

震災をキッカケに

今、国内で最も利用者数が多いSNS、LINEは、東日本大震災をきっかけに開発されたということを、最近知りました。

みなさんも経験されたと思いますが、あの日、回線がパンクして携帯電話は使えず、家の電話も機種によっては停電すると使えないなど、通信手段が寸断されたことで多くの人が不安な思いを抱えました。そのため、電話回線を使わないメッセージアプリが役立つと考え、発災から3ヶ月で開発されたのがLINEでした。「既読」がつく機能は、受け取った人がすぐに返信できなくても「読んだ」ことが伝わるように、位置送信機能は、居場所がすぐに伝えられるよう当初から備えられた機能、とのこと。

そうだったのか、と、自分のLINEで位置送信機能を使ってみようと思ったら、なぜか新宿の地図が…。あれ？ と思ったら、LINEアプリがスマホの位置情報にアクセスできない設定にしていました。万が一に備え、設定を変更しておきました。

北海道庁赤れんが庁舎 7月25日（金） リニューアルオープン

2年前に本紙でもご紹介した、屋根に石巻市の雄勝石天然スレートが使われている赤れんが庁舎。5年にわたる大規模改修を終え、まもなくリニューアルオープンします。

リニューアル後、庁舎内には北海道の歴史や文化を紹介する展示スペースや観光案内、ショップ、カフェレストランができるほか、イベントや会議ができる貸スペースもあります。

赤れんが庁舎は創建からもうすぐ140年。これからも、変わらぬ姿で、たくさんの人を迎え入れます。それにしても、創建から今まで、どれほどの人たちがこの庁舎に足を運んだことでしょうか。

公式 Instagram は
コチラ↓↓↓↓↓

それぞれのここから物語《道庁職員編》

今年の「それぞれのここから物語」では、北海道庁でさまざまな支援の組み立てや支援策の大きな転換を経験した当時の担当職員にインタビューし、これまで北海道が行ってきた支援を振り返ります。

平成27～28年度（2015～2016）
総合政策部地域創生局地域政策課
道外被災地支援グループ 主幹
（現・北海道札幌道税事務所所長）

塚田みゆきさん

塚田さんが避難者支援の担当になったのは、発災から4年が過ぎた平成27年6月。今も続く北海道の支援事業「道内避難者心のケア事業」がはじまった年です。そして、福島県が自主的避難者への住宅支援を平成28年度で終了することを公表したのも、この年でした。

あの日、地震がおきたのは金曜日の午後。塚田さんは本庁舎4階で仕事中でした。

「突然サイレンが鳴り、何秒、何秒、とカウントダウンのような音声が流れて揺れはじめ、同僚と『机の下にもぐる？ もぐらない？』と言っているうちに揺れはおさまりました。職場に、家族が仙台に出張中だった方がいて、携帯が繋がらなくて、すごく気を揉んだのを覚えています。被害があまりにも甚大だったので、これからどうなっていくのだろう、と暗澹（あんたん）とした気持ちになりました」

北海道に避難された方と塚田さんがはじめて会ったのは、石狩振興局の地域政策課に所属していた平成26年のことでした。当時、高橋知事は、道内各地に出向き、地域の方々の声を聞く場をつくっていました。石狩市に知事が来た時のこと。会場に突然、知事に会いたい、と、福島県大熊町から避難された方が来たそうです。

「その方は『親族の縁があって石狩市に来た。石狩市にも北海道にもほんとうによくしてもらって感謝している。どうしても知事に直接お礼を言いたい』と。担当の私としては急にそんな…、と思ったのですが、当時の振興局長の前職が、発災後に支援グループを立ち上げた部署の局長で、いかに皆さんが大変な思いをされているか、直接関わって知っていたため『短い時間でもいいから知事に会わせてあげて』と、会話の時間をつくったことがありました。でも、私自身は詳細なことをわかっていなかったので、この方の心情にピンと来てはいませんでした」

塚田さんが避難者支援の担当になったのはその翌年のことでした。

「担当となり、事業を委託していた当事者団体や、交流会などで避難された方々と接し、顔が見える関係性ができてから、4年経っても道内各地に、こうして避難された方々が二千人以上も暮らしている、ということが、実感を持って感じられるようになり、石狩で知事に会いにきた方の気持ちもわかるようになりました」

平成28年度には、福島県からの依頼で、自主的避難者への住宅支援終了を前にした意向調査に協力し、個別訪問や電話での聞き取りも行っています。

「避難、と言っても一時的なことではないですよね。原発事故の関係で避難をされた方のお話から感じたのは、悔しいし無念だし、怖いし、悲しいし、でもやっぱり故郷は好きだし恋しいし、帰りたいし、でも帰りたくないし、という矛盾や葛藤でした」

そして北海道は、平成29年度も、道営住宅の無償提供の継続、収入要件付きでの民間賃貸住宅の家賃補助、公営住宅への引越し補助などを行いました。

「発災から5年ということで、世間一般では、応急の対応は一区切り、として扱われたのだと思います。でも、みなさん、避難を続けるのかどうか、迷い、考える時期だったのでは、とも思います。避難なのかどうなのかも含め、もう少しこのままいたいんだ、と思う方には希望が叶うようにしたい。住んでいたところに住めなくなって来ているわけだから、住まいに関する不安を払拭してさしあげることを重要視して、北海道として対応すべきだろう、と、知事もそういう考えで支援を検討し始めました」

事業を担当した当時を振り返り、塚田さんはこう話します。

「普段はもう、避難という意識はないとしても、ふと『今、自分ってどういう立ち位置なんだろう』と、考えてしまうことが何度もあったと思うんです。それが、そういう気持ちにならなくなったら、もう、避難じゃない、って、自分で括ることができるのかな、と思ったり…私は思いを寄せることはできても、自分ができる限界も感じました。振り返れば、道職員として業務を担当した、というよりも、同じ時代を生きた一人の人間として、学び、思い、感じながら、当事者や支援者、関係者の方々と一緒に、その時代を経験したのだと思っています」

寄稿　1ページのたより

友達へ

それぞれの普通の毎日が激変した時から長い時間が経ちましたね。お元気ですか？

私もあの時から色々なことがあって、歳もとったし、出会いと別れが交差して人生がさらに進みました。

私はね、子どもたちの手が離れたのを機会に、札幌を離れて道東に引っ越したんです。

ここにきてから友達も新しくできました。3ヶ月ほど学校も通ったんです。大人になってから通う学校は懐かしくて新しくて、字の書けない自分に驚きました。笑っちゃいますね。

転職もしたので忙しくて楽しい日々が過ぎています。

そんな私の新しく暮らしはじめた街を、少し紹介させてくださいね。

道東のこの街は、空と太平洋が青く煌めくかと思えば、真っ白な霧が立ち込めたりします。

カモメが鳴いて白いお腹を見せて飛んでいきます。カモメのことを「ゴメ」って街のみんなは言います。大きい、って意味らしいです。確かにそのカモメは大きいです。

近場の海にはラッコやアザラシもいると聞きます。冬の寒さは恐ろしさを感じるほどですが、その寒さがとんでもなく綺麗な樹氷を見せてくれたりもします。自然を強く感じます。

この街が持っている歴史も中々に面白いんですよ。川が主役となって産業を支えて栄えていた時代があったり、女好きな歌人が新聞記者として滞在していたり。街灯やマンホールのデザインも凝っています。なにかと鶴をモチーフにしたデザインが市内中にあります。

街が栄えていたころの煌びやかさはなくなりつつあり、今は寂れて灰色の建物の群れとなっているエリアもあります。時間を感じてついつい見つめてしまいます。

街の人々は海沿い独特のものなのでしょうか？　飾らないあたたかさを感じます。お寿司は純粋にめちゃくちゃに美味しいです。とにかくこの街をとても気に入っています。

どうですか？　この街が気になりませんか？

よかったら遊びにきませんか？　ぜひ一度訪ねて来てくださいね。

お寿司のことが心配ですか？　そうですよね。その気持ちとてもよくわかります。私もずっとそうでしたから。

すべてを忘れたわけじゃないから安心してくださいね。

訪ねてきてくれたら、海に沈む夕日を橋の上から一緒に眺めましょう。それはそれは雄大な夕日なんですよ。

あの頃。私は世界中のあちこちに行きました。子どもたちも連れていきました。居場所を探してたんです。必死でした。

あの街で夕方に気がついて見上げたあの夕日を忘れられません。同じ夕日なのに、この道東の夕日が1番きれいだと感じます。

あの日からあなたが選んだ人生や街はどんなですか？　よかったら教えてください。

もしかしたら「それしか選べなかった」と言うかもしれませんね。でもあなたが選んだからには、それは良い選択のはずです。きっと良くするように、なるようにしてきたはずですから。私もそうでしたから。

迷ってでも選んだ、行動した私たちってタフだよね～って、笑って一緒に乾杯しませんか？

きっと笑顔が薔薇色に染まるはずです。だから私はここで待ってます。

それではまた会える日まで。

お元気で。さようなら。

（るい）

いろんな気持ちをひっくるめて、笑顔でいきたいな！

東日本大震災の影響により
道内に暮らしている方の

相談窓口

メールや FAX、
お手紙でも
ご相談ください

TEL 011・200・0973

NPO 法人 北海道 NPOサポートセンター

平 日 10：00~17：00
FAX 011・200・0974
info@hnposc.net

〒064-0808
札幌市中央区南 8 条西2丁目 5-74
市民活動プラザ星園 201

地下鉄東豊線「豊水すすきの駅」
６番出口から徒歩約７分
地下鉄南北線「中島公園駅」
１番出口から徒歩約５分

岩手県、宮城県、福島県が設置する
相談窓口はこちら。

岩手県
いわて被災者支援センター
電　話 019-601-7640（平日 9:00~17:00）
メール info@sumaiansin.net

宮城県
宮城県復興支援・伝承課
電　話 022-211-2424（平日 8:30~17:00）
メール denshoh@pref.miyagi.lg.jp

福島県
ふくしまの今とつながる相談室 toiro
電　話 024-573-2731（月・水・金 10:00~17:00）
※祝祭日の場合は休み
メール toiro@f-renpuku.org

北海道における被災避難者の受入状況

下記の避難者数は、復興庁が公表している「避難元へ帰還の意思を確認できた方」の数です。なお、北海道庁では、さらに幅広く「ふるさとネット」（右記参照）に登録しているみなさまに、お知らせ（本紙）をお届けしています。
〈からから便り郵送世帯数（避難元別）：岩手県16、宮城県63、福島県174、その他32
※2025年6月末現在

市町村別の受入状況は、北海道のホームページからご覧いただけます。▶

2025年5月1日現在

空知	28
石狩	505
後志	34
胆振・日高	48
渡島	22
上川	77
オホーツク	14
十勝・釧路	7
総計（人）	735

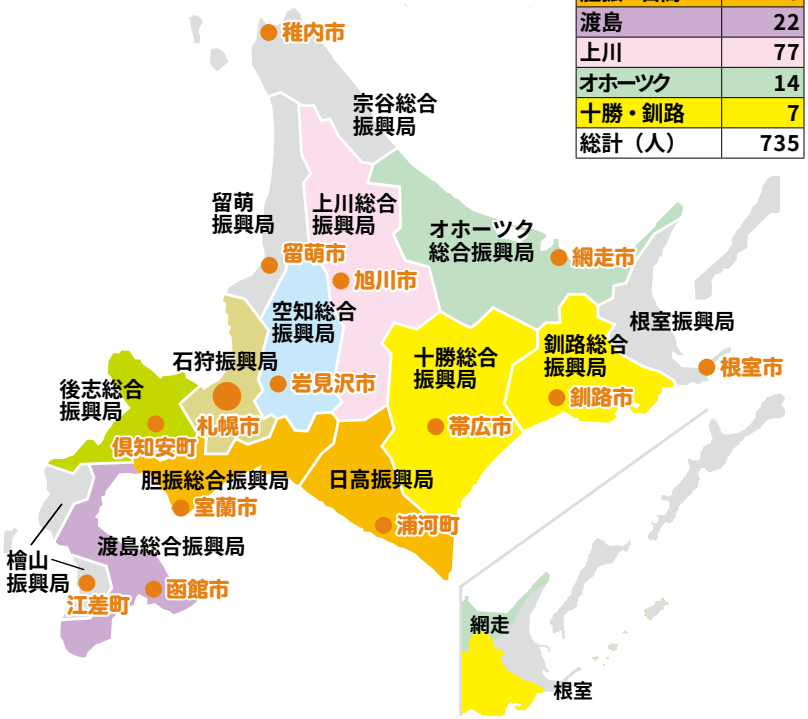

全国避難者情報システム「ふるさとネット」の登録について

「からから便り」は「ふるさとネット」の登録情報をもとに発送しています。「ふるさとネット」は北海道が運用する被災避難者サポート登録制度です。この制度は自治体の転出入届とは連動しておらず、転居の場合は住所変更のご連絡をいただかなければ、郵送物が「所在不明」として返送されてしまいます。転居、登録解除など、「ふるさとネット」の登録内容に変更がある場合はご連絡ください。

■連絡先
① NPO 法人 北海道 NPO サポートセンター
②北海道総合政策部地域創生局地域政策課
　電　話：011-206-6404
　メール：shienhonbu@pref.hokkaido.lg.jp
③避難先市町村の担当窓口
（市町村により部署が異なります）

編集後記

今回、10年ほど前にこの事業を担当されていた方を取材するにあたり、そのころの資料を引っ張り出して調べたり、当時の情報紙「からから」を手に取って読んでみたり。そうこうしているうちに、いろいろな人と過ごした場面や交わした会話が次々と思い出され、みなさん元気にしているかなぁ、と懐かしく思いました。（金榮）

道内避難者心のケア事業
ウェブサイト：https://hnposc.net/311_hokkaido

からから便り Vol.1 ■ 2025 年 7 月 10 日発行
発行：NPO 法人 北海道 NPO サポートセンター
〒064-0808 札幌市中央区南 8 条西2丁目 5-74 市民活動プラザ星園 201
電　話：011-200-0973　FAX：011-200-0974　メール：info@hnposc.net
委託元：北海道

お預かりした個人情報は、 避難者の生活支援のために利用するほか、 出身県への提供など限定した目的にのみ利用し、 その他目的には一切利用いたしません。

【無断転載・コピー】
本紙掲載の写真・図版・記事などを許可なく無断で転載することを禁じます。